

大分県報

令和七年
第六二二号
七月四日

（金曜日）

目次

告示

身体障害者福祉法による医師の指定……………	一
指定希少野生動植物の指定案……………	一
令和七年度大分県労働福祉等実態調査の実施……………	二
臨時種畜検査の実施……………	二
大分県資源管理方針の一部改正……………	二
洪水浸水想定区域等の公表……………	二

告示

大分県告示第二百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
令和七年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定障害区分

医師氏名

勤務場所

指定年月日

肢体不自由

原大介

九州大学病院別府病院
別府市大字鶴見字鶴見原四五四番地

令七・六・一九

呼吸器の機能障害

山下 眞一

杵築中央病院
杵築市大字杵築一二〇番地

〃

国家公務員共済組合連合会 新

令和七年七月四日

心臓の機能障害

宮崎 貴志

別府病院
別府市大字鶴見三八八番地

〃

ぼうこう又は直腸の機能障害
小腸の機能障害

折本 大樹

独立行政法人国立病院機構 別府医療センター
別府市内竈一四七三番地

〃

聴覚障害
平衡機能障害
音声・言語機能障害
その他

岩野 将平

大分大学医学部附属病院
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

〃

呼吸器の機能障害

宮崎 周也

大分大学医学部附属病院
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

〃

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

吉川 裕喜

大分大学医学部附属病院
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

〃

大分県告示第二百九十九号

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動植物を指定希少野生動植物として指定する予定であるので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。
なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。
令和七年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定する希少野生動植物

ミツガシワ（リンドウ科）

二 指定の理由

個体の生育又は生息環境の著しい悪化等により、その種の存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため。

三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

大分県報（告示）

1 縦覧場所 大分県生活環境部自然保護推進室 2 縦覧期間 令和七年七月四日から同月十八日まで 大分県告示第三百号 大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県労働福祉等実態統計（県基幹統計第九号）を作成するため、令和七年度大分県労働福祉等実態調査を次のとおり実施する。 令和七年七月四日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 一 調査の目的 県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。 二 調査の対象 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類のうち十五大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」）に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。 三 調査の項目 事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業等制度、パートタイム労働者・有期雇用労働者、登用制度、退職金制度及び働きやすい環境づくり 四 調査の期日 令和七年六月三十日現在によって行う。 五 調査の方法 別に定める調査票を用いて行う。 六 その他 この調査は、大分県統計条例第二条第四項に規定する県基幹統計調査である。				大分県告示第三百一号 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。 令和七年七月四日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 検 査 期 日 令和七年八月一日 検 査 場 所 宇佐市安心院町 豚		
大分県告示第三百二号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。 令和七年七月四日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 第一の1中「令和四年」を「令和五年」に、「約二万九千トン」を「約二万トン」に、「八十七億円」を「約百四億円」に改め、「二千五百二十四人」の下に「（令和五年十一月一日現在、漁業センサス二〇二三）」を加える。 別紙一―九の第五を次のように改める。 第五 その他資源管理に関する重要事項 1 資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の本則第一の二(5)に定めるステップアップ管理を行う。 2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。 大分県告示第三百三号 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定により当該区域等を次のとおり公表する。 令和七年七月四日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎						

令和七年七月四日	一級河川大野川							水系名	河川名	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	備考
	宇津尾木川 柴北川 栗ヶ畑川 成瀬川 木浦内川 茜川 田口川 広戸川 十時川 西風寺川 長谷川 又井川 菅生川 下小坂川 高屋川 松尾川 玉田川 秋葉川 福生寺川 牟礼川 奥岳川 中津無礼川 奥畑川 板屋川 梅生川 土岩川 平井川 田代川 西野川 藤浪川 酒井寺川 向原川 北園川 加原川 市万田川 真竹川										
	別図のとおり										
	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び豊後大野土木事務所において閲覧に供する。										
	二級河川津房川	二級河川駅館川	二級河川黒川	二級河川山城川	二級河川伊呂波川	二級河川犬丸川					
大分県報（告示）	京石川 房ヶ畑川 広谷川 塔ノ尾川 小唐川 木裳川 新貝川 鳥越川 釜ノ口川	高並川 妙見川 恵良川 駅館川	黒川	山城川	井川 伊呂波川 山口川	石井川	馬背戸川 尾尻川 知田川 中犬塚川 清田川 軸丸川 石用川 川入川 徳田川 竜千寺川 枝石川 小園川				
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり					
三	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び宇佐土木事務所において閲覧に供する。										

	二級河川寄藻川	
	寄藻川 松崎川 日足川	寒水川
	別図のとおり	